

現在事項全部証明書

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号
株式会社薬王堂

会社法人等番号	4000-01-003829	
商 号	株式会社薬王堂	
本 店	<u>岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地</u> 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号	平成29年10月28日区画整理による地番変更 平成29年10月31日登記 令和3年11月1日移転 令和3年11月4日登記
公告をする方法	電子公告とする。 http://www.yakuodo.co.jp ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成25年5月23日変更 平成25年6月4日登記
会社成立の年月日	昭和56年2月28日	
目的	1. 医薬品、医薬部外品、毒物、劇物、医療用機械器具、衛生用品の製造、販売および輸出入並びに処方箋による調剤 2. 薬局、薬店の経営 3. 化粧品、日用品雑貨、ペットフード、ペット用品の製造、販売および輸出入 4. 衣料品、履物、室内装飾品の製造、販売および輸出入 5. 酒類、調味料、飲料水、乳製品、菓子、加工食料品、生鮮食料品、その他食料品の製造、販売および輸出入 6. 米穀類、切手印紙類、煙草の販売 7. 文具、事務用品、度量衡器、玩具の製造、販売および輸出入 8. 写真器材の販売および輸出入並びに写真現像取次業 9. 雑誌、書籍、レコード、録音・録画テープ、CD、楽器の販売および輸出入 10. 時計、眼鏡、貴金属製品、装身具の販売および輸出入 11. 家庭用電化製品、自動車用品、自転車用品の販売および輸出入 12. 種苗、花、植木、園芸用品、肥料、農薬の販売および輸出入 13. フランチャイズチェーンシステムによるドラッグストア、コンビニエンスストア及び飲食店の経営並びに加盟店の経営指導及び経理事務の受託 14. クリーニング業及び前各号の機械器具修理営繕取次業 15. 物品のリース及びレンタル業並びに古物販売 16. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理 17. 広告宣伝に関する代理店業 18. 各種セミナー、イベント、講演会等の開催 19. 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業	

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号

株式会社薬王堂

	20. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び介護予防支援事業 21. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サ ービス事業 22. 介護保険法に基づく施設サービス事業 23. 損害保険代理店業 24. 旅行代理店業 25. プリペイドカードの発行及び取り扱い 26. 電子マネー及びその電子的価値情報の発行、販売及び管理 27. インターネット等の情報通信システムによる通信販売・販売促進サービ ス 28. ヘルスケアに関するデータの情報収集、分析及び情報提供 29. 前各号の事業への投資及び融資業 30. 前各号に付帯する一切の事業	平成30年 5月25日変更 平成30年 6月12日登記
発行可能株式総数	6120万株	平成28年12月 1日変更 平成28年12月12日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1974万219株	令和 1年 9月 2日変更 令和 1年 9月 2日登記
資本金の額	金3億円	令和 1年 11月 15日変更 令和 1年 11月 18日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。 令和 6年 5月22日変更 令和 6年 5月29日登記	
役員に関する事項	取締役 西郷 孝一	令和 7年 5月26日重任 令和 7年 6月10日登記
	取締役 西郷 泰広	令和 7年 5月26日重任 令和 7年 6月10日登記
	岩手県紫波郡矢巾町大字白沢第5地割116番 地 代表取締役 西郷 孝一	令和 7年 5月26日重任 令和 7年 6月10日登記
	監査役 小笠原 康浩	令和 6年 5月22日就任 令和 6年 5月29日登記
	会計監査人 有限責任監査法人トーマツ	令和 7年 5月26日重任 令和 7年 6月10日登記

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号

株式会社薬王堂

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当会社は、取締役の過半数の同意によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当会社は、取締役の過半数の同意によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>令和 6年 5月22日変更 令和 6年 5月29日登記</p>
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>当会社は、会社法第427条の規定により、会計監査人との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額とする。</p> <p>平成28年 5月27日変更 平成28年 6月13日登記</p>
新株の引受権の行使により発行すべき株式	<p>平成13年11月15日臨時株主総会で決議された新株の引受権の行使により発行すべき株式</p> <p>目的たる株式</p> <p>普通株式23株</p> <p>ただし、株式分割または株式併合を行なう場合は、調整時点で行使していない新株引受権の目的たる株式についてのみ、次の算式により調整し、調整により生ずる100分の1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数=調整前株式数×株式分割・株式併合の比率</p> <p>平成18年 3月31日変更 平成18年 7月12日登記</p> <p>発行価額</p> <p>1株 金70万円</p> <p>ただし、株式分割等を行う場合、または新規発行により前記発行価格を下回る払込金額で新株式を発行（転換社債の転換、新株引受権証券による権利行使および商法第280条ノ19に基づく新株引受権行使の場合を含まない）する場合は、次の算式（コンバージョン・プライス方式）により発行価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新規発行株式数×1株当たり払込金 既発行株式総数+———— 調整前発行価額</p> <p>調整後発行価額=調整前発行価額×———— 既発行済株式数+分割等・新規発行による増加株式数</p> <p>新株の引受権を行使することのできる期間</p> <p>平成15年12月1日から平成20年11月30日まで</p>
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社

岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号
株式会社稟王堂

会計監査人設置会
社に関する事項

会計監査人設置会社



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

(盛岡地方法務局管轄)

令和 7年 7月 25日
山形地方法務局
登記官

小 山 久 美 子

